

## ダイナースクラブ通信販売加盟店規約

### 第1条 (総則)

三井住友トラストクラブ株式会社（以下「ダイナース」といいます。）は、第2条第1項に定める通信販売加盟店の行う取引に関し以下の各条項のとおり規定するものとします。なお、本規約および関連する規定・特約、加盟店契約書、加盟店申込書その他の加盟店関連申込書、売上票、ダイナースのウェブサイト等に「代金回収加盟店」との記載がある場合は、すべて「通信販売加盟店」と読み替えるものとします。

### 第2条 (用語の定義)

本規約における用語の定義は、次のとおりとします。

- 「通信販売加盟店」とは、本規約を承認の上、ダイナースに対し、ダイナースが定めた方法により加盟を申し込み、ダイナースが加盟を認めた個人、法人および団体をいいます。
- 「通信販売加盟店契約」とは、本規約に基づき、ダイナースと通信販売加盟店で成立した契約をいい、ダイナースが加盟店審査を行って通信販売加盟店契約を締結することを承諾し当該契約内容の登録が完了した日を「通信販売加盟店契約締結日」といいます。
- 「会員」とは、ダイナース、外国ダイナースクラブ（以下「外国ダイナース」といいます。）および外国ダイナースの提携先が認めたカード利用者を含総称しています。また、前者を「日本会員」、後者を「外国会員」といいます。
- 「カード」とは、ダイナース、外国ダイナースおよび外国ダイナースの提携先が会員に対して貸与したクレジットカードをいいます。
- 「カード番号等」とは、カード番号、カードの有効期限、暗証番号およびセキュリティコードをいい、割賦販売法第35条の16第1項に定める「クレジットカード番号等」の定めと同義とします。
- 「有効カード番号等」とは、カード番号等のうち、有効期間内のもので、かつ通信販売加盟店がダイナースからの無効の通知を受けていないものをいいます。
- 「商品」とは、通信販売加盟店が自己の名において販売もしくは提供する物品、サービス・権利・役務、ソフトウェア等をいいます。
- 「通信販売」とは、ダイナースが通信販売加盟店契約の対象とすることを事前に承認した通信販売加盟店が販売もしくは提供する商品を、通信販売加盟店が自己の負担と責任において作成した宣伝媒体で広告し、通信手段により会員から申し込みを受け付ける信用販売（クレジットカード等購入あっせんに係る販売または役務提供）取引をいいます。
- 「申込書」とは、前項の通信販売において、会員から商品の申し込みを受け付ける際のカード番号等、会員氏名および商品申し込みに関する会員情報を記載した文書もしくはそれを証するものをいいます。
- 「電子商取引」とは、パソコン通信やインターネット通信等（以下総称して「オンライン通信」といいます。）により会員から商品の申し込みを受け付ける通信販売をいいます。また、オンライン通信による広告も、電子商取引に含むものとします。
- 「売上データ」とは、通信販売における売上に関する一切の情報をいいます。
- 「CCT等の端末機」とは、ダイナースと通信販売加盟店をオンラインで結ぶ信用照会端末のことをいいます。
- 「実行計画」とは、クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」（名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策またはクレジットカード不正利用防止のために、通信販売加盟店等が準拠する、カード情報等の事項を取りまとめた基準として当該実行計画に相当するものを含みます。）であって、その時々における最新のものをいいます。
- 「PCIDSS」とは、クレジットカードその他の決済手段にかかる情報、当該決済手段を用いた取引等の保護に関する国際的なデータセキュリティ基準をいいます。

### 第3条 (通信販売にかかわる広告)

- 通信販売加盟店は、自己の負担と責任において通信販売に関する広告（オンライン通信による広告を含みます。）の企画・制作を行うものとします。
- 通信販売加盟店は、広告にあり次の事項を遵守するものとします。
  - 特定商取引に関する法律、割賦販売法、景品表示法、著作権法、商標法およびその他関連法令の定め違反しないこと
  - 消費者の判断に錯誤を与える恐れのある表示をしないこと
  - 公序良俗に反する表示をしないこと
  - 次の事項について表示すること
    - 住所
    - 屋号・商号
    - 電話番号（電子商取引においては電子メールアドレスを併記）
    - 電子メール広告においては、責任者名および責任者への連絡方法
    - 商品の販売価格、送料、その他必要とされる料金
    - 商品の引渡時期
    - 代金の支払時期および方法
    - 商品の返品・取消に関する説明
    - 電子商取引においては、暗号化等の措置を講じて、申込データ等の秘密性を完全には保持できないこと
    - その他、ダイナースが必要と認めた事項
- 通信販売加盟店の宣伝媒体はすべて本規約の対象とし、通信販売加盟店は、それぞれの媒体にカードによる支払いができる旨を明示するものとします。また、通信販売加盟店は、ダイナースよりカードの利用または販売促進に係る明示等の要請を受けた時は、これに協力するものとします。

### 第4条 (取扱商品)

- 通信販売加盟店は、通信販売における商品の内容について、原則として事前にダイナースに通知し、ダイナースの承認を得るものとします。
- 通信販売加盟店は、次の商品を通信販売加盟店契約において取り扱わないものとします。
  - 公序良俗に反するもの
  - 金融商品取引法、特定商取引法、銃刀法・麻薬取締法・ワシントン条約・薬機法・その他法律、関連法令の定め違反するもの
  - 消費者契約法の規定に基づき取消しが可能であるもの
  - 第三者の著作権・肖像権・商標権・その他知的財産権その他の権利を侵害するもの
  - その他、ダイナースが指定したもので、または不適当と判断したものと
- 加盟店は、ダイナースから商品等の販売または提供を行うための許認可証の請求があった場合、速やかにその資料を提出するものとします。
- 通信販売加盟店は、原則として商品券・プリペイドカード・印紙・切手・回数券およびその他有価証券等の換金性の高い商品の取り扱いができないものとします。ただし、ダイナースが個別に承諾した場合はこの限りではありません。
- 通信販売加盟店は、コンピュータ関連ソフトウェア等のオンライン通信によるダウンロード等、商品の配送を伴わない商品を取り扱う場合は、事前にダイナースが認めた関連の方法により通信販売を行うものとします。

### 第5条 (通信販売における支払方法)

- 通信販売加盟店が前項の通信販売において取り扱うことのできる信用販売の種類は、会員の支払方式の別により、一回払い販売・リボルビング払い販売、ポナース一括払い販売のうち、ダイナースが認めたものに限定するものとします。
- 前項における、リボルビング払い販売・ポナース一括払い販売を利用できる会員は、日本会員のみとします。

### 第6条 (通信販売の方法)

- 通信販売加盟店は、自己の負担と責任において通信販売の媒体となるカタログその他の宣伝物および会員が記入すべき申込書を作成し、これを会員に配布もしくは提供するものとします。
- 申込書を会員により作成され、通信販売加盟店に到着した場合、会員の申し出に基づき通信販売加盟店により作成された場合もしくは電子商取引においてオンライン通信により会員から商品購入に関する申し込みを受け付けられた場合には、会員による商品の申し込みがあったものとみなします。ただし、通信販売加盟店は、電子商取引においてオンライン通信により会員から商品購入に関する申し込みを受け付ける場合には、申込者が会員本人であるか否かを認証する手段をおこなない、カード番号等の会員情報および注文に関する情報を暗号化その他のセキュリティ確保措置・運用方法等について、事前にダイナースの承認を得るものとします。
- 通信販売加盟店は、信用販売を実施するに際しては、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、次の各号に掲げる事項を確認しなければなりません。この場合において、通信販売加盟店は、実行計画に掲げられた措置またはこれと同等の措置を講じてこれを行うものとします。
  - 通知されたカード番号等の有効性
  - 当該信用販売がなりすましその他のカード番号等の不正利用（以下「不正利用」という。）に該当しないこと
- 通信販売加盟店が前項の確認のために講じた実行計画に掲げられた措置またはこれと同等の措置の具体的方法および態様は、通信販売加盟店においてカード番号等の非適過型による非保持化、PCIDSS準拠、カード番号等のトークナイゼーション（通信販売加盟店内では復元されない仕組み）等による非保持化とします。
- 前項の規定にかかわらず、ダイナースは、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、当該方法または態様による措置が実行計画に掲げられた措置またはこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他不正利用を防止するために特に必要があるときは、その必要に応じて当該方法または態様の変更を求めることができ、通信販売加盟店はこれに応ずるものとします。
- 申込書もしくは申込内容が未 completionまたは不完全である場合は、通信販売加盟店は、速やかに当該申込会員と連絡を取る等、申込書を完成もしくは申込内容を充足させるものとします。
- 通信販売加盟店は、原則として商品名・数量・価格・送料・税額・代金支払方法、その他割賦販売法第30条の2の3第4項に定める事項等を記載した書面を遅滞なく会員に交付するものとします。
- 通信販売加盟店は、原則として商品の発送日または役務の提供日を通信販売日（カード売上日）として売上票を作成するものとします。この場合、売上票についての会員の署名は省略できるものとします。
- 売上票として計上できる金額は、当該通信販売代金（税金・送料を含む）のみとし、現金の立て替え、および過去の売掛金の精算等を含めることとはできないものとします。また、通常1件の売上票として処理されるべきものを日付の変更、金額の分割等により売上票を複数にすることはできないものとします。
- 通信販売加盟店は、ダイナース所定の方法により通信販売を行うものとし、また、売上データは通信販売加盟店の責任において保管し、他に譲渡できないものとします。
- 通信販売加盟店が会員の申し出によりリボルビング払い販売を行う際は、当該申込書に「リボルビング払い」を表示します。ただし、リボルビングカードによる申込があった場合は「リボルビング払い」の表示を省略できるものとします。
- 通信販売加盟店が会員の申し出によりポナース一括払い販売を行う際は、当該申込書に「ポナース一括払い」を表示します。また、原則としてポナース一括払い販売の取扱可能期間は、夏期は12月16日から6月15日まで、冬期は7月16日から11月15日までとします。
- 通信販売加盟店は、ダイナースが別途承諾した場合を除き、本規約に基づいて行う業務を第三者に委託できないものとします。
- ダイナースは、本規約に基づいて行う業務の全部または一部を、通信販売加盟店の承認を得ることなく第三者に委託することができるものとします。
- 通信販売加盟店は、割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法、犯罪による収益の移転防止に関する法律等の関係諸法令を遵守して、通信販売を行うものとします。
- 通信販売加盟店は、不動産や各種会員権等の権利性商品および役務を取扱う場合はダイナースの事前の承諾を得るものとします。また、当該商品および役務の信用販売を行う場合は会員と権利主義人は同一である事を必要とします。ただし、ダイナースが個別に承諾した場合はこの限りではありません。

### 第7条 (事前承認の義務)

- 通信販売加盟店は、会員より通信販売の申し込みがあった場合は、原則としてその条件について事前にダイナース所定の方法により会員の支払方法を通知のうえ、ダイナースに承認を求めるとし、承認を得た場合は、売上票にダイナースが通知する承認番号を付記するものとします。
- ダイナースが認めたCCT等の端末機を設置した場合は、その使用規約ならびに取扱運用事項等に基づき通信販売を行うものとし、全ての通信販売においてカード番号等の有効性を確認し、通信販売の承認を得るものとします。
- 通信販売の承認については、ダイナースの判断により拒否する場合があるものとします。

### 第8条 (通信販売の拒絶および直接請求の禁止)

通信販売加盟店は、有効カード番号等により通信販売の申し込みをなした会員に対して故なく通信販売を拒絶し、もしくは他社が発行するクレジットカード等の利用を求めるとはできないものとします。また、その販売代金を会員に直接請求し、受領することはできないものとします。

### 第9条 (差別待遇の禁止)

通信販売加盟店は、会員に対して、一般の現金払い等の顧客とは異なる料金または代金を請求する等、会員の不利となる取扱いはできないものとします。

### 第10条 (商品の発送・提供)

- 通信販売加盟店は、会員より通信販売の申し込みを受け付けた日から起算して、原則として14日以内に、会員の指定する住所地等に商品を発送もしくは提供を行うものとします。
- 通信販売加盟店は、商品の発送もしくはは提供の遅延や品切れ等が生じた場合、ダイナースが認めた所定の方法により速やかに当該会員と連絡を行い、商品の引き渡し時期等を通知するものとします。
- 通信販売加盟店は、会員が商品の発送もしくはは提供先として商品の受領確認が不明確となる恐れのある住所地等を指定した場合、当該住所地等での商品の発送もしくはは提供を行わないものとし、これに反して発送、もしくはは提供を行った場合は、当該通信販売代金およびこれによって生じた紛争について、通信販売加盟店が一切の責任を負うものとします。
- 通信販売加盟店がソフトウェアのダウンロード販売を行う場合は、ダイナースが第4条第5項の販売方法与会員の承諾をもって商品の発送もしくはは提供とみなすものとします。

### 第11条 (カードの不正利用、調査等)

- ダイナースは、通信販売において不正利用がなされた場合には、通信販売加盟店に対して必要に応じていつでも再発防止のために必要な調査の協力を求めることができるものとし、通信販売加盟店は、その求めに速やかに応じるものとします。
- 通信販売加盟店は、通信販売において不正利用がなされた場合には、直ちにその旨をダイナースに対して報告すると共に、遅滞なく、前項の調査の結果に基づき、是正および再発防止のための計画の内容ならびにその策定および実施のスケジュールを報告し実施しなければならないものとします。また、通信販売加盟店は必要に応じてダイナースから指示があった場合は通信販売加盟店が必要と判断した場合には、通信販売加盟店が所在する所轄警察署等へ当該売上に対する被害届を提出するものとします。
- 通信販売加盟店は、ダイナースからカード番号等の取扱いに関する資料の請求があった場合、速やかにその資料を提出するものとします。
- 通信販売加盟店は、ダイナースより決済書等の提出の要請を受けたときは、速やかにダイナースが指定する資料を提出するものとします。
- ダイナースは、通信販売加盟店の行う通信販売が本規約に基づき通信販売として不適当であると判断した場合は、通信販売加盟店に対し取扱商品、広告表現および通信販売方法等の変更もしくはは改善または通信販売等の中止を求めることができるものとします。
- 通信販売加盟店は、前項の場合、直ちに所定の措置を講じるものとします。
- 通信販売加盟店は、紛失、盗難、偽造、変造されたカード、または第三者によるカードやカード番号等の悪用等に起因する売上が発生した、もしくはは発生した疑いがある場合、第7条に定める承認番号取得後であっても、ダイナースから商品の発送保留や停止の協力を求められた場合は、これに応ずるものとします。

### 第12条 (売上データの授受)

- 通信販売加盟店は、通信販売における売上票を、ダイナースが認めた所定の方法により、支払い方法別に区分し、各々集計のうえダイナースに届けるとし、
- 通信販売加盟店は、ダイナースが認めた場合、前項の売上票に代え次のいずれかの方法により売上データを提出するものとします。この場合通信販売加盟店は、ダイナースが別に定める付属規格、条件、または手続きに従うものとします。
  - ダイナースが認めたCCT等の端末機、情報処理センターが提供するデータ伝送サービスおよびダイナースと通信販売加盟店とのコンピュータシステムで行うオンラインキャプリングシステムによる伝送などのオンラインシステムによる方法
  - その他ダイナースが指定した方法
- 通信販売加盟店は、商品の発送もしくはは提供後2年間、当該商品に係る会員の申込書および会員の商品受領書または商品の発送もしくはは提供を証する書面等を保管するものとし、当該期間中ダイナースは、いつでもそれらを開覧またはそれらの交付を通信販売加盟店に対し請求することができるものとします。

### 第13条 (債権譲渡)

- 通信販売加盟店は、本規約に基づき通信販売によって会員に対して取得した債権を、ダイナースに譲渡し、ダイナースは、これを譲り受けるものとします。
- 前項の債権譲渡は、売上票がダイナースに到着したとき、その効力が発生するものとします。
- 当該通信販売の承認日から40日以上経過した債権は、原則として債権譲渡の対象とならないものとします。

### 第14条 (割引料)

- 通信販売加盟店がダイナースに支払う債権譲渡に係る割引料は、1回の通信販売ごとに通信販売代金に対してダイナースが定めた別途通知する割引料率を乗じた金額とし、円未満を四捨五入するものとします。
- なお、前項について、ダイナースが特別に認めた場合については、この限りではないものとします。

### 第15条 (債権譲渡対価の精算)

- ダイナースは、別表に定める支払日に、前条に定める割引料を差し引いた金額（以下「債権譲渡対価」といいます。）をあらかじめ通信販売加盟店が指定した金融機関預金口座あて振り込むものとします。なお、当該日が土曜、日曜、祝日等ダイナースの営業日でない場合は、その前営業日とします。また、振込手続日が金融機関休業日に

あたる場合もその前営業日とします。

- なお、前項について、ダイナースが特別に認めた場合については、この限りではないものとします。

- ダイナースの通信販売加盟店に対する債権譲渡対価は、ダイナースが直接支払うか、またはダイナースが指定し、事前に通信販売加盟店に通知したダイナース所定の会社が立替払いをするものとします。

### 第16条 (通信販売の取消し)

- 通信販売加盟店は、会員から商品の返品があった場合には、ダイナースが認めた所定の方法により当該債権譲渡の取消し処理を行うものとし、
- 通信販売加盟店は、前項により債権譲渡を取り消した当該債権譲渡対価を既に受領している場合には、ダイナースに対し直ちにこれを返還するものとします。また、ダイナースは当該債権譲渡対価を次回以降の通信販売加盟店に対して支払う債権譲渡対価から差し引けるものとします。

### 第17条 (商品の所有権)

- 通信販売加盟店が、会員に通信販売を行った商品の所有権は、当該債権がダイナースに譲渡されたときにダイナースに移転するものとし、
- ただし、前条に定める債権譲渡の取消しまたは第20条に定める債権譲渡の解除がなされた場合、当該債権にかかわる商品等の所有権は、債権譲渡対価が未払いのときは直ちに、支払い済みのときは通信販売加盟店が当該債権対価をダイナースに返還したときに、通信販売加盟店に戻るものとします。
- 通信販売加盟店が、偽造カードの使用、カードの第三者使用等により会員以外の者に対して誤って通信販売を行った場合であっても、ダイナースが通信販売加盟店に対し当該債権に関する債権譲渡対価を支払った場合には、通信販売を行った商品の所有権はダイナースに帰属するものとします。なお、この場合にも前項ただし書の規定を準用するものとします。
- 通信販売を行った商品の所有権が通信販売加盟店に属する場合でも、ダイナースは必要があるときは、通信販売加盟店に代って商品を回収することができるものとします。

### 第18条 (会員との紛議)

- 規約に基づき通信販売された商品について、瑕疵、破損、数量不足、遅延、未着、返品、中途解約の申し出等、会員からの苦情があった場合または権利者の商標権、意匠権等の侵害による苦情等、商品自体に関する苦情があった場合、会員、関係者庁その他の行政機関等から第6条第15項に違反する旨の指摘・指導等を受けた場合には、通信販売加盟店は、全責任をもって速やかに問題を解決し、ダイナースに一切の迷惑をかけるまいとします。また、ダイナースが必要と認める場合は、ダイナースが通信販売加盟店に対し適宜指示ができるものとし、通信販売加盟店は、その指示に従わなければならないものとします。
- 通信販売加盟店は、会員がリボルビング払い販売およびポナース一括払い販売においてダイナースに対するカード利用代金債務について割賦販売法に基づき支払停止の抗弁を会員が主張した場合は、次の各号に定める方法により処理するものとします。
  - 通信販売加盟店は、ダイナースが会員から支払停止の抗弁の主張を受けた場合は、直ちに当該抗弁事由の解消に努めるものとします。
  - 会員からの支払停止の抗弁の主張が、ダイナースの通信販売加盟店に対する債権譲渡対価支払いの前になされたものである場合は、ダイナースは、当該抗弁の事由が解消されるまでの間、一時当該債権譲渡対価支払いを停止することができるものとし、当該債権譲渡対価支払いの遅延された場合には、通信販売加盟店はダイナースからの請求があり次第、直ちに当該債権譲渡対価相当額を保証金としてダイナースに差し入れるものとします。なお、保証金に利息は付きませんものとします。
  - 前号の保証金は当該抗弁事由が解消した場合は、ダイナースから通信販売加盟店に返還されるものとします。ただし、会員の主張に抗弁事由がある場合には、ダイナースの当該債権譲渡対価支払いの義務は消滅し、当該保証金を通信販売加盟店の当該債権譲渡対価返還債務に充当することができるものとします。

### 第19条 (通信販売加盟店の注意義務・消費者保護責任等)

- 通信販売加盟店は、次の各号のいずれかに該当する場合、申込者に対して通信販売を行わないものとし、直ちにダイナースに連絡のうえ、その指示に従うものとします。
  - ダイナースから無効と通知されたカード番号等にて申込を受けた場合
  - カード名義等が本人以外と思われる場合
  - カード番号等の使用状況等が不審と思われる場合
- 万一、通信販売加盟店が前項に違反して通信販売を行った場合は、ダイナースは、当該債権譲渡対価の支払いを保留または拒絶することができるものとします。また、ダイナースが当該債権譲渡対価を通信販売加盟店に支払い済みの場合は、返還を求めることができるものとします。
- 通信販売加盟店は、オンライン通信による通信販売の申し込みの受付に際し、消費者保護の観点から、次の対応・措置を講じるものとし、
  - システム障害等、予想できないトラブルに際し、一方的に会員が不利にならないように取り因らうものとし、通信販売加盟店が責任を取り得ない範囲について会員が理解できるように事前に告知すること
  - 会員に対し通信販売申込に関する仕組みを提示し、会員が会員と通信販売加盟店との間の当該通信販売成立時期を明確に認識できる措置を講じること
  - 会員との間で二重送信やデータ誤入力が生じないための防止措置を講じること
  - その他、ダイナースが必要と認めた事項

### 第20条 (債権譲渡の保留、拒絶および解除)

- ダイナースにおいて、次の各号のいずれかに定める事由が判明した場合、ダイナースは、通信販売加盟店に対する当該債権譲渡対価の支払いを保留または拒絶することができるものとし、かかる事由が判明した後、2週間を経過してなお不払い、不審な点が解決されない場合は、債権譲渡契約を解除できるものとします。なお、調査が完了し、ダイナースが債権譲渡対価の不払いを相当と認めた場合には、ダイナースは通信販売加盟店に債権譲渡対価を支払うものとします。なお、この場合には、ダイナースは遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。また、本条の規定は、ダイナースの通信販売加盟店に対する損害賠償請求またはその範囲を制限するものとし、
- 通信販売加盟店の顧客が自己の名または架空の名を使用して会員であると偽称した場合
- 通信販売加盟店の顧客が会員の名義を偽称した場合
- 売上票・申込書が本規約に基づいて作成されていない場合またはその内容が不実の場合
- 通信販売加盟店が発送すべき商品が未着・紛失・盗難等、ダイナースおよび会員の責によりず会員に到着しなかった場合
- 会員が第18条記載の事由により代金の支払保留・支払拒絶・減額・返還等の申し入れをした場合
- 会員が当該通信販売に関し利用覚えなしの疑義を申し出た場合
- 第12条第3項に定める取引記録および文書の保管がなされていない場合および当該記録に基づく取引にかかわる証明書の提出に応じられなかった場合
- 売上票作成に関し、カード番号等、会員氏名、カード売上日、売上代金、承認番号等に不備があった場合
- 当該通信販売が不審と思われる場合
- 通信販売加盟店が会員に対して提供した商品に関し、会員との間に紛議が生じた場合
- 第25条第1項各号および第28条第1項各号のいずれかに該当する場合
- 通信販売加盟店（代表者および関係者を含む）が保有するカード等を使用して、本規約にかかる信用販売（自らが発行を受けたカードを、自らの通信販売加盟店において用いる場合を含む）を行った場合であって、ダイナースが不適当と判断した場合
- その他通信販売加盟店が本規約に違反した場合
- 通信販売加盟店が行った信用販売について、不正利用がなされた場合。ただし、通信販売加盟店が第6条第3項に定める確認を講じていた場合、または、通信販売加盟店とダイナース間で別途合意した不正利用防止措置を講じていた場合にはこの限りではない。

- ダイナースが前項の定めにより債権譲渡契約を解除した場合、当該債権譲渡対価を支払い済みの場合には、通信販売加盟店は、ダイナースに対し当該債権譲渡対価を直ちに返還するものとし、また、通信販売加盟店に対して次回以降に支払うべき債権譲渡対価がある場合にはこの債権譲渡対価と相殺できるものとします。

### 第21条 (差押等の場合の処理)

債権譲渡対価の差押、仮差押または租税滞納処分等があった場合、ダイナースは当該債権譲渡対価をダイナース所定の手続に従って処理するものとし、ダイナースは当該手続による限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

### 第22条 (情報管理、守秘義務)

- 通信販売加盟店は、本規約に基づいて知り得たカード番号等、その他のカード情報および会員に付帯する情報（会員の個人情報を含む）、ならびに割引料率を含むダイナースの営業上の機密を、機密情報（以下「機密情報」といいます。）として管理し、他に漏洩、開示、滅失、毀損（以下「漏洩等」といいます。）したり、または本規約に定める通信販売の実施に必要な場合、その他正当な理由がある場合を除き取り扱ってはならないものとします。
- 通信販売加盟店は、前項に規定する機密情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないが、かつ機密情報につき、その漏洩等を防止するために善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならないものとします。
- 通信販売加盟店は、カード番号等の適切な管理のため、実行計画に掲げられた措置またはこれと同等の措置を講じなければならないものとし、
- 通信販売加盟店が前項の規定によりカード番号等の適切な管理のために講じた実行計画に掲げられた措置またはこれと同等の措置の具体的方法および態様は、通信販売加盟店が第三者にカード番号等の取扱いを委託した場合に、当該第三者がカード番号等の適切な管理のために講じた実行計画に掲げられた措置またはこれと同等の措置の具体的方法および態様を含みます。また、通信販売加盟店においてカード番号等の非適過型による非保持化、PCIDSS準拠、カード番号等のトークナイゼーション（通信販売加盟店内では復元されない仕組み）等による非保持化とします。
- 前項の規定にかかわらず、ダイナースは、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、当該方法または態様による措置が実行計画に掲げられた措置またはこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他カード番号等の漏洩等の防止のために特に必要があるときには、その必要に応じて当該方法または態様の変更を求めることができ、通信販売加盟店はこれに応ずるものとします。
- 通信販売加盟店は、本条第1項に定める機密情報が第三者に漏洩することがないように、情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員への教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとします。
- 通信販売加盟店は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）および関連するガイドラインの定めるところに従って、会員の個人情報の取り扱いを行うものとし、会員から個人情報を取得する場合は、利用目的を明示するものとします。
- 通信販売加盟店は機密情報の取り扱いは第三者（以下「業務代行者」という）に委託する場合には、次の基準に定める義務に従い機密情報を適確に取り扱うことができるとする能力を有する者であることを確認することとします。
  - 業務代行者に対して、本条第2項および第3項の義務と同等の義務を負担させること。
  - 業務代行者が本条第4項に定める具体的方法および態様によるカード番号等の適切な管理措置を講じなければならない旨、および当該方法または態様について本条第5項に準じて通信販売加盟店から業務代行者に対して必要とされる義務を請求し、これが業務代行者により応じられる義務を負う旨を、通信販売加盟店が業務代行者と締結する委託契約（以下「委託契約」といいます）中に定めること。
  - 業務代行者における機密情報の取扱いの状況について定期的にまたは必要に応じて確認すると共に、必要に応じてその改善をさせる等、業務代行者に対する必要かつ適切な指導および監督を行うこと。
  - 業務代行者があらかじめ通信販売加盟店の承認を得ることなく、第三者に対して機密情報の取扱いを委託してはならないことを委託契約中に定めること。
- 業務代行者が通信販売加盟店から取扱いを委託された機密情報につき、漏洩等またはそのおそれが生じた場合、本条第10項、第11項および第12項に準じて、業務代行者は直ちに通信販売加盟店に対してその旨を報告すると共に、事実関係や発生原因等に関する調査ならびに二次被害および再発を防止するための計画の策定等の必要な対応を行い、その結果を通信販売加盟店に報告しなければならない旨を委託契約中に定めること。
- 通信販売加盟店が業務代行者に対し、機密情報の取扱いに関し第25条に定める調査権限と同等の権限を有する旨を委託契約中に定めること。
- 業務代行者が機密情報の取扱いに関する義務違反をした場合には、通信販売加盟店は、必要に応じて当該業務代行者との委託契約を解除できる旨を委託契約中に定めること。

- 通信販売加盟店または業務代行者の保有する機密情報が、漏洩等またはそのおそれが生じた場合には、通信販売加盟店は、遅滞なく次の措置を採るものとします。
  - 漏洩等の有無を調査すること。
  - 前号の調査の結果、漏洩等が確認されたときには、その発生期間、影響範囲（漏洩等の対象となった機密情報の特定を含む。）その他の事実関係および発生原因を調査すること。
  - 上記の調査結果を踏まえ、二次被害および再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実行すること。
  - 漏洩等の事実および二次被害防止のための対応について必要に応じて公表または影響を受ける会員に対してその旨を通知すること。
- 前項の場合であって、漏洩等の対象となる機密情報の範囲が拡大するおそれがあるときは、通信販売加盟店は、直ちに機密情報その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じなければならないものとします。

- 本条第9項柱書の場合には、直ちにその旨をダイナースに対して報告すると共に、遅滞なく、本条第9項各号の事項につき、次の各号の事項を報告しなければならないものとします。
  - 本条第9項第1号および第2号の調査の実施に先立ち、その時期および方法
  - 本条第9項第1号および第2号の調査につき、その途中経過および結果
  - 本条第9項第3号に関し、計画の内容ならびにその策定および実施のスケジュール
  - 本条第9項第4号に関し、公表または通知の時期、方法、範囲および内容
  - 前各号のほかこれらに関連する事項であってダイナースが求める事項
- 通信販売加盟店または業務代行者の保有する機密情報が漏洩し、滅失または毀損した場合であって、通信販売加盟店が遅滞なく本条第9項第4号の措置をとらない場合には、ダイナースは、事前に通信販売加盟店の同意を得ることなく、自らその事実を公表またはは漏洩等したカード番号等に係る会員に対して通知することができるものとします。
- 通信販売加盟店あるいは業務代行者の責に帰すべき事由により、ダイナースに機密情報に関する漏洩等による損害が発生した場合は、ダイナースは通信販売加盟店に対しその損害の賠償を請求することができるものとし、業務代行者に対してもその損害の賠償を請求することができるものとし、
- 通信販売加盟店は、ダイナースが、機密情報（ただし個人情報を除く。）のうち「通信販売加盟店情報取り扱いに関する同意条項」第1条第1項(1)(3)の4.の情報を、必要な保護措置を講じたうえで三井住友トラスト・ホールディングス株式会社ならびに同社の有価証券報告書等に記載する連結子会社および持分法適用関連会社と共同で利用できるとして、異議なく同意するものとします。ただし、金融商品取引法など、関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に則った取扱いとします。

### 第23条 (信用販売の停止)

通信販売加盟店が次の各号いずれかに該当する場合、ダイナースは通信販売加盟店に対し通信販売加盟店契約に基づく信用販売を一時的に停止することを請求することができるが、この請求があった場合には、通信販売加盟店は、ダイナースが再開を認めるまでの間、通信販売をすることができるものとし、

- ダイナースが前条第1項の漏洩等が発生した疑いがあると認めた場合
- ダイナースが、通信販売加盟店が第28条第1項各号のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合
- その他、ダイナースが必要と認めた場合

### 第24条 (届出事項の変更)

- 通信販売加盟店は、通信販売加盟店契約締結後、次の各号の事項につき変更が生じたときには、その旨および変更後の当該各号に掲げる事項をダイナース所定の方法により遅滞なくダイナースに届け出るものとします。
  - 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める法人番号
  - 通信販売加盟店の氏名または名称、住所および電話番号
  - 通信販売加盟店が法人（人格のない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものを含む。）である場合には、当該法人の代表者またはこれに準ずる者の氏名および生年月日
  - 通信販売加盟店の取扱商材および販売方法または役務の種類および提供方法
  - その他、前各号に掲げるものほか通信販売加盟店がダイナースに対し通信販売加盟店申込書にて届け出た事項
  - 前各号に掲げるものほかダイナースが通信販売加盟店に対しあらかじめ通知する事項

- 通信販売加盟店は、第22条第4項の具体的方法または態様を変更しようとする場合には、あらかじめダイナースと協議しなければならないものとし、

- ダイナースは、通信販売加盟店に対し、別に指定する事項につき定期的に報告を求めることができるものとします。

- 本条第1項の届出がないため、ダイナースから通信販売加盟店への通知または送付の書類、支払金、その他が延着し、もしくはは到着しなかった場合は、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

### 第25条 (調査)

- 次の各号のいずれかの事由があるときには、ダイナースは、自らまたはダイナースが適当と認めて選定した者により、通信販売加盟店に対し当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことができ、通信販売加盟店はこれに応じるものとします。
  - 通信販売加盟店または業務代行者において機密情報が漏洩等またはそのおそれが生じたとき。
  - 通信販売加盟店が行った信用販売について不正利用が行われたまたはそのおそれがあるとき。
  - 通信販売加盟店が第6条、第11条、第22条および第28条のいずれかに違反しているおそれがあるとき。
  - 前各号に掲げる場合のほか、通信販売加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、ダイナースが割賦販売法に基づき通信販売加盟店に対する調査を実施する必要があると認めたとき。
- 前項の調査は、その必要に応じて次の各号の方法により行うことができるものとします。



- (1)必要な事項の文書または口頭による報告を受ける方法
- (2)機密情報の適切な管理または不正利用の防止のための措置に関する通信販売加盟店の書類その他の物件の提出または提示を受ける方法
- (3)通信販売加盟店もしくは業務代行者またはその役員もしくは従業員に対して質問説明を受ける方法
- (4)通信販売加盟店または業務代行者または機密情報の取扱いには設備には設備には立ち入り、カード番号等の取扱いに係る業務について調査する方法
- 3.前項第4号の調査には、電子計算機、ネットワーク機器その他カード番号等をデジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集、または解析等と内容とする調査（デジタルフォレンジック調査）が含まれるものとする。
- 4.ダイナースは、本条第1項第1号または第2号の調査を実施するために必要となる費用であって、当該調査を行ったことによって新たに発生したものを通信販売加盟店に対して請求することができるものとします。ただし、本条第1項第1号に基づく調査については、通信販売加盟店が第22条第9項第1号および第2号に定める調査ならびに第22条第11項第1号および第2号に定める報告に係る義務を遵守している場合、本条第1項第2号に基づく調査については、通信販売加盟店が第11条第2項に定める調査および報告に係る義務を遵守している場合にはこれ限りでないものとします。

#### 第26条（是正改善計画の策定と実施）

- 1.次の各号のいずれかに該当する場合には、ダイナースは、通信販売加盟店に対し、期間を定めて当該事案の是正および改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、通信販売加盟店はこれに応ずるものとします。
  - (1)通信販売加盟店が第22条第3項、第6項もしくは第8項の義務を履行せず、または業務代行者が第22条第8項第2号もしくは第3号により課せられた義務に違反し、またはそれらのおそれがあるとき。
  - (2)通信販売加盟店または業務代行者の保有する機密情報が、漏洩等またはそのおそれがある場合であって、第22条第9項第3号の義務を相当期間内に履行しないとき。
  - (3)通信販売加盟店が第6条第3項に違反しまたはそのおそれがあるとき。
  - (4)通信販売加盟店が行った信用販売について不正利用が行われた場合であって、第11条第1項および第2項の義務を相当期間内に履行しないとき。
  - (5)前各号に掲げる場合のほか、通信販売加盟店の信用販売に関する苦情の発生や苦情その他の事情に照らし、制裁販売法に基づき、ダイナースに対し、通信販売加盟店についてその是正改善を図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき。
- 2.ダイナースは、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、通信販売加盟店が当該計画を策定もししくは実施せず、またはその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正もしくは改善のために十分ではないと認めるときには、通信販売加盟店と協議の上、是正および改善のために必要かつ適切と認められる事項（実施すべき時期を含む。）を提示し、その実施を求めることができ、通信販売加盟店はこれに応じるものとします。

#### 第27条（解約）

- 1.通信販売加盟店またはダイナースは、書面により3ヶ月前までに相手方に対し予告することにより通信販売加盟店契約の全部もしくは一部を解約できるものとします。
- 2.前項の規定にかかわらず、ダイナースは、直前1年間に信用販売の取扱いを行っていない通信販売加盟店については、ダイナースの判断により事前に通知をすることなくいつでも通信販売加盟店契約の全部もしくは一部を解約できるものとします。

#### 第28条（契約の解除）

通信販売加盟店が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の定めにかかわらずダイナースはいつでも通信販売加盟店契約の全部もしくは一部、通信販売加盟店が使用する信用販売端末機の全部または一部の利用を一時的に停止することを含む）を解除することができるが、これにより生じた損害の賠償を請求することができるものとします。

- (1)本規約に違反した場合
- (2)通信販売加盟店申込書および第24条第1項の届出事項の記載事実を偽って記載した場合
- (3)第11条に定めるダイナースの調査に協力を行わない場合
- (4)通信販売加盟店が取り扱った通信販売のうち、紛失・盗難・第三者利用・偽造等のカードによる通信販売の割合が著しく高いとダイナースが認めた場合
- (5)制裁販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の関連法令に違反していることが判明した場合
- (6)通信販売加盟店が他のクレジットカード会社等との取引にかかる場合も含めて、通信販売制度を悪用していることが判明した、または疑いがあるとダイナースが判断した場合
- (7)通信販売加盟店が提供する商品・サービス、信用販売の金額、契約条件、営業行為等について会員から苦情があった場合や、ダイナースが通信販売加盟店に非があると判断した場合
- (8)通信販売加盟店の営業または業態が公序良俗に反するとダイナースが判断した場合
- (9)監督官庁や営業の取り消しまたは停止等の行政処分を受けた場合
- 00)自ら振出しもしくは引受け手形または小切手につき不渡り処分を受けた等支払停止状態に至った場合
- 01)差押え、仮差押え、仮処分や申立てまたは租税滞納処分を受けた場合。破産、会社更生、特別清算等の申立を受けた場合、またはこれらを自ら申し立てた場合。合併によらず解散した場合
- 02)前二号のほか通信販売加盟店の信用販売に重大な変化が生じたとダイナースが判断した場合
- 03)通信販売加盟店がダイナースに届出の所在地に実在しない場合、またはダイナースに届出の連絡先にてダイナースから通信販売加盟店に連絡が取れない場合
- 04)通信販売加盟店が取扱った信用販売にかかる売上で、会員の換金目的による利用の割合が高いとダイナースが判断したとき。または会員の利用が換金目的であることが明らかである場合に、通信販売加盟店がその換金行為に加担するなど、不適切な信用販売を行っているとしてダイナースが判断した場合、または加盟店（代表者および関係者を含む）自らが発行を受けたカードを自らのカード取扱店舗において利用した場合のうちダイナースが不適切と判断した場合
- 05)通信販売加盟店および通信販売加盟店の代表者がダイナースが会員資格を喪失させる手続をとった場合
- 06)マネーローディング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用された場合、またはそのおそれがあるとダイナースが判断した場合
- 07)その他ダイナースが通信販売加盟店として不適当と認めた場合
- 08)第11条、第24条、第25条、第26条のいずれかに違反し、相当期間を定めた催告によってもなおその義務を履行しない場合

#### 第29条（契約終了後の処理）

- 1.第27条または第28条により、通信販売加盟店契約が終了した場合には、契約終了前に通信販売加盟店が発送および提供したオンライン商品画像を含むカタログその他宣伝媒体に申込期間が明示されている場合、当該期間中に会員が申し込みをなした通信販売については、なお通信販売加盟店契約が存続するものとし、同様に本規約の各規定を準用するものとします。
- 2.事由の如何にかかわらず、通信販売加盟店契約が終了した場合でも、会員が通信販売加盟店契約の終了時まで申し込みをなした通信販売については、なお通信販売加盟店契約が存続するものとし、同様に本規約の各規定を準用するものとします。ただし、前条に該当する場合は除くものとします。
- 3.ダイナースは、前条より通信販売加盟店契約を解除した場合、通信販売加盟店が既に債権譲渡を受けている通信販売代金について、債権譲渡を解除するが、会員から当該通信販売代金の支払を受けるまで通信販売加盟店は、その支払を受ける債権譲渡対価の支払を保留することができるものとします。
- 4.通信販売加盟店は、通信販売加盟店契約が解除された場合には、直ちに通信販売加盟店の負担においてダイナースに対し通信販売加盟店標識、売上票、カード見本等を返還しなくてはならないものとします。なお、CCT等の端末機を設置している場合には、その使用規約ならび取扱運用事項等の定めるところによるものとします。

#### 第30条（反社会的勢力との取引拒絶）

- 1.通信販売加盟店は、通信販売加盟店および通信販売加盟店の親会社・子会社等との関係会社、ならびにそれらの役員、従業員等が、次の事項のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1)暴力団
- (2)暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (3)暴力団準構成員
- (4)暴力団関係企業
- (5)総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- (6)前各号に掲げるもの（以下「暴力団員等」という）の共犯者
- (7)日本政府または外国政府等が「経済制裁の対象」として指定する者
- (8)その他前各号に準ずるとダイナースが認めた者

- 2.前項（6）に定める「暴力団員等の共犯者」は、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
  - (1)暴力団等の資金獲得活動に兼任し、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者
  - (2)暴力団員等が経営を支配し、または経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者
  - (3)不当に暴力団員等を利用してと認められる関係を有する者
  - (4)暴力団員等であることを知って資金等を提供し、または便宜を供与する等の関係を有する者
  - (5)暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 3.通信販売加盟店が本条第1項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、ダイナースは通信販売加盟店に対して、当該事項に関する報告を求めることができ、ダイナースがその報告を求めた場合、通信販売加盟店は、ダイナースに対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。
- 4.ダイナースは、通信販売加盟店が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、通信販売加盟店契約に基づくクレジット取引を、一時的に停止することができ、この求めがあった場合には、通信販売加盟店は、ダイナースが取引再開を認めるまでの間、クレジット取引を行うことができないものとします。
- 5.通信販売加盟店が本条第1項の規定に違反していることが判明した場合、または本条第1項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、ダイナースとのクレジット取引を継続することが不適切であるとダイナースが認めた場合には、ダイナースは、直ちに通信販売加盟店契約を解除できるものとし、かつ、ダイナースに対する一切の未払債務を直ちに支払うものとし、その場合ダイナースに生じた損害を通信販売加盟店が賠償するものとします。
- 6.前項の規定により通信販売加盟店契約を解除した場合でも、ダイナースに対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは通信販売加盟店契約の各条項が適用されるものとします。

#### 第31条（地位の譲渡）

- 1.通信販売加盟店は、通信販売加盟店契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
- 2.通信販売加盟店が通信販売を行ったことよって発生した債権は、第三者に譲渡、質入、担保に供する等はできないものとします。
- 3.ダイナースは、通信販売加盟店契約上のすべての地位を第三者に譲渡することができるものと、通信販売加盟店はあらかじめこれを承諾するものとします。

#### 第32条（規約適用の除外）

本規約上のリボルビング払い販売、ポーンサー一括払い販売に関する各条項は、通信販売加盟店がそれらの支払い方法を取り扱わない場合は適用されないものとします。

#### 第33条（規約の変更および承認）

本規約の変更については、ダイナースが変更内容を通知、告知または公表（ダイナースのウェブサイトによる掲載その他合理的な方法による）した後または変更後規約を通信販売加盟店に送付した後に、通信販売加盟店が会員に対して通信販売を行った場合、通信販売加盟店はその変更事項を異議なく承諾したものとします。

#### 第34条（細部手続）

本規約に定めのない細部の事項および事務処理上の手続きについては、別にダイナースの定めるところによるものとします。

#### 第35条（合意管轄裁判所）

通信販売加盟店とダイナースとの間で訴訟の必要が生じた場合は、東京簡易裁判所および東京地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

#### 第36条（準拠法）

通信販売加盟店とダイナースとの諸契約は日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。

## ダイナースクラブ継続の利用代金取扱規定

#### 第1条（総則）

三井住友トラストクラブ株式会社（以下「ダイナース」といいます。）は、ダイナースクラブ通信販売加盟店規約に付帯して、通信販売加盟店の会員に対する各種継続の利用代金（以下「利用代金」といいます。）の決済における取引に関し以下のとおり規定するものとします。

#### 第2条（利用代金）

- 1.通信販売加盟店が、本規定に基づいて取り扱うことができる利用代金は、次のものとします。
  - (1)電話通話料・基本料およびそれに付随して発生する諸費用
  - (2)インターネット接続料・オンライン通信利用料・情報提供サービス利用料・各種月額利用料・各種月額購入代金、およびそれに付随し発生する諸費用
  - (3)その他ダイナースが認めた費用
- 2.通信販売加盟店は、料金体系等の利用代金内容について、原則として事前にダイナースに通知し、ダイナースの承認を得るものとする。
- 3.通信販売加盟店は、取り扱う利用代金が前払い方式である場合には、その具体的な内容について、事前にダイナースに通知し、ダイナースの承認を得るものとする。なお、会員が契約期間中に中途解約を申し出た場合および未经過分料金の返金を申し出た場合、通信販売加盟店は、全責任をもって対応するものとし、ダイナースに一切迷惑をかけないものとします。この場合の会員に対する返金処理等については、ダイナースが認めた所定の方法によるものとします。

会員が利用できる支払方法は、一回払い販売のみとします。

#### 第4条（有効性の確認・対応）

- 1.通信販売加盟店は、会員からクレジットカードによる利用代金決済の申し込みを受け付けた場合、全件当該クレジットカードの有効性の確認を行うものとします。
- 2.前項における有効性の確認は、ダイナースが認めた所定の方法によるものとします。
- 3.当該クレジットカードが無効である場合、原則として通信販売加盟店は、当該クレジットカードが無効である旨を知得した日が含まれる会員の利用代金でダイナースが認めた期間（以下「料金月」といいます。）の利用代金については、ダイナースに対し債権譲渡できるものとし、翌料金月以降の利用代金については、ダイナースに対し債権譲渡できないものとします。
- 4.カード番号等、会員情報に変更がある場合、原則として通信販売加盟店は、当該会員情報に変更がある旨を知得した日が含まれる料金月の利用代金については、従来のカード番号等、会員情報にて売上票を作成できるものとし、翌料金月以降の利用代金については、更新されたカード番号等、会員情報にて売上票を作成するものとする。
- 5.万一、通信販売加盟店が本条に定める有効性の確認を行わなかった場合、原則として当該利用代金は債権譲渡の対象とならないものとする。
- 6.なお、通信販売加盟店が会員からの通知を受けた場合の対応も、本条第3項、または第4項に準ずるものとする。

#### 第5条（事前承認の義務）

- 1.通信販売加盟店は、会員の利用代金がダイナースの定める限度額を超える場合には、原則として事前にダイナースが認めた所定の方法により、ダイナースの承認を得るものとする。なお、本規定における限度額とは、通信販売加盟店が会員1名あたりに対し、料金月ごとに信用販売できる利用代金の総額をいいます。
- 2.万 一通信販売加盟店が本条に定めるダイナースの承認を得なかった場合、原則として当該利用代金は債権譲渡の対象とならないものとする。

#### 第6条（売上票の授受）

- 1.通信販売加盟店は、料金月ごとに、ダイナースが認めた日をカード売上日として売上票を作成し、集計の上、ダイナースに届けるものとする。
- 2.料金月は、原則として1ヶ月間以内とし、1ヶ月間を超える場合には、通信販売加盟店は、事前にダイナースに通知し、ダイナースの承認を得るものとする。

#### 第7条（ID・パスワード等の発行）

通信販売加盟店は、会員に対し当該サービス利用に必要なID・パスワードを発行する場合、その通知は郵送その他ダイナースが認めた所定の方法により行うものとする。

#### 第8条（会員の事前告知）

- 通信販売加盟店は、当該サービスの利用規定等で次の内容を事前に告知し、会員のサービス利用申込時点で会員の同意を得るものとします。
  - (1)会員が保持する指定の当該クレジットカードにより利用代金決済を行うこと
  - (2)会員から通信販売加盟店に対し、解約・変更の申し入れが一定限り継続して当該クレジットカードにより利用代金決済を行うこと
  - (3)会員は、紛失・盗難等により、当該クレジットカードの会員番号・有効期限等が変更となった場合や、会員資格を喪失した場合は、通信販売加盟店に対し速やかに通知すること
  - (4)会員から前項の通知がない場合において、当該クレジットカードの発行会社と通信販売加盟店との間で、当該クレジットカードの有

効性の確認を行い、通信販売加盟店がカード番号等の変更もしくは会員資格喪失の情報を知得した場合、会員の都度承認なしにカード番号等の変更もしくはクレジットカードによる利用代金決済の契約を解除することに異議がないこと

#### 第9条（準用規定）

本規定に定めのない事項については、ダイナースクラブ通信販売加盟店規約の定めに準ずるものとします。

以上  
(2022年6月1日改定)

## ダイナースクラブ旅行商品取扱規定

#### 第1条（総則）

三井住友トラストクラブ株式会社（以下「ダイナース」といいます。）は、ダイナースクラブ通信販売加盟店規約に付帯して、通信販売加盟店の会員に対する旅行商品の通信販売に関し以下のとおり規定するものとします。

#### 第2条（旅行商品の通信販売）

通信販売加盟店は、会員に対し「通信契約により旅行契約を締結するとき使用する旅行業約款」（以下「約款」といいます。）に基づいて、通信販売の手段により旅行商品を取り扱うことができるものとします。

#### 第3条（カード売上日）

通信販売加盟店、ダイナースおよび会員の三者間においては、次の日をもって、会員のカード売上日とします。ただし、約款に別段の定めがある場合はその定めに従うものとします。

- 1.企画旅行については、通信販売加盟店と会員が締結した企画旅行契約の締結日とします。
- 2.手配旅行については、通信販売加盟店と会員が締結した手配旅行契約に基づき、通信販売加盟店が手配した旅行サービスの予約応答日とします。
- 3.通信販売加盟店が定める旅行の取消料等に関わる債権については、会員が通信販売加盟店に対して旅行契約の解除を申し出た日とします。

#### 第4条（取扱除外品目）

通信販売加盟店は、原則として次の商品の取り扱いを行わないものとします。

- 1.通信販売加盟店の取り扱う旅行商品のうち、ローンの申込金、海外旅行に必要な諸手続費用（外貨取扱手数料、検疫処理料、その他）、保険、トラベラースチェック、キフト旅行券、キフト宿泊券等
- 2.その他ダイナースが指定した商品

#### 第5条（準用規定）

本規定に定めのない事項については、ダイナースクラブ通信販売加盟店規約の定めに準ずるものとします。

以上  
(2023年6月1日改定)

## 通信販売加盟店情報取り扱いに関する同意条項

<本同意条項は、ダイナースクラブ通信販売加盟店規約（以下「本規約」といいます。）の一部を構成します>

#### 第1条（通信販売加盟店情報の収集・保有・利用）

1.通信販売加盟店または通信販売加盟店契約申込者（それぞれの代表者等個人を含む。以下「通信販売加盟店契約者等」といいます。）は、本規約（本申し込みを含む。以下同じ）を含むダイナースとの取引の加盟審査、加盟後の管理（調査）および加盟店送金業務等の通信販売加盟店業務遂行のため、以下の各号に定める通信販売加盟店契約者等の情報（以下、総称して「通信販売加盟店情報」といいます。）を、ダイナースが必要な保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意するものとします。

- (1)通信販売加盟店契約者等が通信販売加盟店申込時に届け出た通信販売加盟店の法人番号、名称、所在地、電話番号、預金口座等の事項、通信販売加盟店契約者等が提出する書類等により届け出た事項、本規約に基づき通信販売加盟店契約者等がダイナースに届け出た事項（通信販売加盟店におけるカード番号等の適切な管理および不正利用対策状況を含む）および電話等により問い合わせしダイナースが知り得た情報（以下総称して「通信販売加盟店属性情報」といいます。）
  - (2)代表者等の氏名、生年月日、住所等の個人情報（以下「通信販売加盟店個人情報」といいます。）
  - (3)加盟申込日、加盟承認日、CCT等の端末機の識別番号、取扱商品、販売形態、業種等の通信販売加盟店等とダイナースの取引に関する事項および通信販売加盟店申込みにかかわる事実
  - (4)加盟後の通信販売取引状況
  - (5)ダイナースが収集した通信販売加盟店契約者等におけるクレジット利用履歴
  - (6)適正または適法な方法で収集した登記簿、住民票等の公的機関が発行する書類の記載事項
  - (7)インターネット、官報、電話帳、住宅地図等不特定多数の者に対して公開されている情報
  - (8)差押え、破産の申立等の通信販売加盟店およびその代表者等に関する信用情報
  - (9)ダイナースが加盟を認めなかった場合にその事実および理由
- 2.通信販売加盟店契約者等は、ダイナースが前項第1号、第2号、第3号、第4号および第7号の通信販売加盟店情報を必要な保護措置を講じた上で、以下の各号に定める目的のために利用することに同意するものとします。
- (1)通信販売加盟店等の営業に関する新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス
  - (2)通信販売加盟店等の営業に関する市場調査、商品開発
  - (3)通信販売加盟店等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、テレマーケティング等の営業活動
  - (4)クレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付、テレマーケティング等の営業活動
- 3.通信販売加盟店契約者等は、本規約に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、通信販売加盟店情報を当該委託先に預託することに同意するものとします。

- 4.ダイナースは、加盟契約の有無、利用状況の調査等を目的とし、通信販売加盟店情報をダイナースクラブインターナショナルおよび外国ダイナースへ提供出来るものとします。

#### 第2条（信用情報機関の利用・登録・共同利用の同意）

1.通信販売加盟店契約者等は、通信販売加盟店およびその代表者等に関する信用情報、または加盟申込みにかかわる事実、ならびに契約申込者およびその代表者等に関する個人情報保護法が定める信用情報をダイナースが加盟する加盟店信用情報機関に登録され、本同意条項第3条に定める範囲で共同利用されることに同意します。

- 2.通信販売加盟店契約者等は、ダイナースが加盟する加盟店信用情報機関または当該加盟店信用情報機関と提携する加盟店信用情報機関に、通信販売加盟店契約者等およびその代表者等に関する信用情報が登録されている場合には、本同意条項第3条に定める範囲でダイナースが自己の取引上の判断のためにこれを共同利用することに同意します。
- 3.通信販売加盟店契約者等は、次の個人情報保護法に定められた事態に該当する場合には、事前の同意なしに、その信用情報が第三者に提供されることに同意します。

- (1)法令に基づく場合
- (2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

#### 第3条（ダイナースが加盟する加盟店信用情報機関、窓口および共同利用について）

名 称	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDMセンター）
住 所	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1 住友生命日本橋小網ビル6階
電 話	03-5643-0011
共同利用の管理責任者	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDMセンター） 代表理事：松井 哲夫
U R L	http://www.j-creditor.jp/
共同利用の目的	制裁販売法に規定される認定制裁販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店情報交換制度加盟会社（以下「JDM会員」という。）における利用者等の保護に欠ける行為に関する情報やその疑いがある行為に関する情報および当該情報に該当するかどうか判断が困難な情報を、当社がJDMセンターに登録することおよびJDM会員に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約または途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店を排除し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。
登録される情報	①包括信用購入あっせん取引または個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実および事由 ②包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんに係る業務に關し利用する情報に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実および事由 ③クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実および事由 ④クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、制裁販売法に定める基準に適合せず、または適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置（クレジットカード番号等取扱契約を含む。）の事実および事由 ⑤利用者等の保護に欠ける行為に該当したまたは該当すると疑われるもしくはは該当するかどうか判断できないものに係る、JDM会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報 ⑥利用者等（契約済みのものに限らない）からJDM会員に申出のあった内容および当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であるとして判断した情報および当該行為と疑われる情報ならびに当該行為が行われたかどうか判断することができる困難な情報 ⑦加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報 ⑧行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反または違反するおそれがあるとし、公表された情報等）について、JDMセンターが収集した情報 ⑨上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報 ⑩前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号および生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号ならびに代表者の氏名および生年月日）、ただし（上記⑥の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、生年月日（法人の場合は、代表者の氏名および生年月日）を除く。）
登録される期間	上記の情報は、登録日から5年を超えない期間登録されます
共同利用の範囲	協会会員であり、かつ、JDM会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替払取次業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者およびJDMセンター（JDM会員名は、上記ホームページよりご確認ください）

#### 第4条（通信販売加盟店情報の開示・訂正等・利用停止等の手続き）

- 1.通信販売加盟店契約者等は、ダイナースおよび加盟店信用情報機関に対して、個人情報保護法に定めるところにより、以下の手続きにより通信販売加盟店情報の開示、訂正等または利用停止等を請求することができるものとします。
  - (1)通信販売加盟店契約者等が、ダイナースの保有する通信販売加盟店個人情報の開示・訂正等または利用停止等を請求する際は手続きは、末尾記載のお客様相談室宛問い合わせください。これら請求手続の詳細を案内します。また、ダイナースウェブサイトでも確認できるものとします。
  - (2)通信販売加盟店契約者等が、加盟店信用情報機関に前条の通信販売加盟店情報の開示・訂正等または利用停止等を請求する際は手続きは、前条記載の連絡先と、加盟先にお問い合わせください。
  - 2.ダイナースは、登録した内容が事実でないことが判明した場合、速やかに訂正等または利用停止等の措置をとるものとします。
  - 3.通信販売加盟店契約者等が、本同意条項第1条第2項に定める通信販売加盟店情報の利用に中止を申し出た場合、ダイナースは業務運営上支障のない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出はお客様相談室宛行うものとします。

#### 第5条（通信販売加盟店情報の取り扱いに関する不同意の場合）

ダイナースは、通信販売加盟店契約者等が加盟申込に必要な事項の記載を希望しない場合、または、本規約に定める通信販売加盟店情報の取り扱いについて全部もしくは一部を承認できない場合、加盟を断ることや、通信販売加盟店契約の解除の手続きを行うことができるものとします。ただし、本同意条項第1条第2項に同意しない場合でも、これを理由に加盟を断ることや、解除の手続きをとることはないとします。

#### 第6条（契約不成立時および契約終了後の通信販売加盟店情報の利用）

- 1.ダイナースは、加盟を承認しない場合であっても加盟申込みに際して取得した情報を、承認しない理由の如何を問わず、本同意条項第1条第1項に定める目的に必要な範囲でダイナースが定める所定の期間その情報を保有・利用することおよび、本同意条項第3条の定めに基づき一定期間保有・利用することができるものとします。
- 2.ダイナースは、通信販売加盟店契約終了後も（通信販売加盟店契約の解除、解約の場合も含みます）、本同意条項第1条第1項に定める目的に必要な範囲で、または、法令等に基づき、法令等またはダイナースが定める所定の期間、通信販売加盟店情報を保有し、利用できることができるものとします。

本規約に関するお問い合わせ先

三井住友トラストクラブ株式会社　お客様相談室  
〒104-6035  
東京都中央区晴海1-8-10　トリトンスクエア X棟 36F  
電話番号 03-6770-2820  
ダイナースクラブウェブサイト  
www.diners.co.jp

<別表＞売上集計表・売上票の締切日および売上代金の支払日

支払区分	取扱期間	売上受付締切日*	支払日
1回払い リボルビング払い	通年	毎月15日	翌月15日
		ポーンサー一括払い	夏期　12月16日～6月15日 冬期　7月16日～11月15日

- \*売上受付締切日について（ダイナースとのご契約内容により、締切日が異なる場合があります。）
- ・売上受付締切日とは、カード取扱日の日付をいいます。
- ・売上チケットは、土曜、日曜、祝日等ダイナースの営業日でない場合でも授受いたします。
- ・売上票（通信販売加盟店用）を利用した取扱い
- ・売上票受付締切日は別表の売上受付締切日必着となります。
- ・売上票受付締切日が土曜、日曜、祝日等ダイナースの営業日でない場合は、その前営業日となります。

以上  
(2023年6月1日改定)